

平成28年11月28日
令和3年5月31日
国立大学法人滋賀大学学長選考会議
令和4年9月27日
令和5年1月20日
国立大学法人滋賀大学学長選考・監察会議

学長の業務執行状況の確認に関する基準

1. 目的

国立大学法人滋賀大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）は、「国立大学法人滋賀大学学長選考・監察会議規程」において、その任務として学長の業務執行状況を確認する責務を負っている。この責務を果たすため、学長選考・監察会議は学長の業務執行状況を確認し、学長が期待される業績をあげ、適切に業務を執行しているかどうかを確認することにより、学長選考の適正性の担保に寄与するものとする。

2. 確認時期

業務執行状況の確認は、毎年度1回、原則として3月に実施するものとする。
また、学長選考・監察会議が必要と認めた場合は、随時確認を行うことができることとする。

3. 確認方法

学長選考・監察会議は、学長に対し、書面審査やヒアリング等を通じて、学長が業務を適切に遂行しているかどうかの確認を行う。

確認に当たっては、選考時に定めた「国立大学法人滋賀大学学長選考基準」ならびに学長候補者の「所信表明書」に留意するとともに、事業年度に係る監事監査報告書及びその他業務運営の状況を把握できる資料等を参考とする。なお、参考とする資料については暫定版も可とする。

また、必要に応じて、監事に対し学長の業務執行状況について意見を求めることとする。

4. 確認結果の公表

学長選考・監察会議は、業務執行状況の確認の結果を公表する。

5. その他

その他学長の業務執行状況の確認に関し必要な事項は、学長選考・監察会議において定める。